

令和3年12月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和3年12月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

12月9日(木) 午後2時 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第81号 空き家に附属する農地の指定について  
議案第82号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第83号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について  
議案第84号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第85号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について  
議案第86号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(16名)

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 金子哲也  | 2番 烏田茂夫   |
| 3番 大石博則  | 4番 松田由美子  |
| 5番 品川民雄  | 6番 田村廣    |
| 7番 守永正範  | 欠席 藤田芳昭   |
| 9番 岡崎弘明  | 10番 原川久美子 |
| 11番 矢次利典 | 12番 横山喜一郎 |
| 13番 長富繁美 | 欠席 原田知美   |
| 15番 中野恵子 | 16番 鈴川肇   |
| 17番 草野隆司 | 欠席 尾木武夫   |
| 19番 片岡兼雄 |           |

### ○議事録署名委員

- 3番 大石博則 16番 鈴川肇

### ○議事

事務局長 ただいまから、令和3年12月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いいたします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 大石委員、16番 鈴川委員  
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第80号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第80号第1項について説明いたします。議案は、  
2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

11月29日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局と  
で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.6km、●●●、地目は登記・  
現況ともに畑、面積186㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、  
耕作面積は3,669㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡  
人は同じく●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、●●●がこのあたりで、申請地はこちらに  
なります。●●●を上がって、●●●のすぐそばにございます。こ  
こに●●●が通っていて、こちらが●●●です。そこから少し南に  
入ったところ、ここに●●●という、ポン酢や夏みかんジュースを  
作っている会社がありますが、ここから奥に入っていくと申請地が  
こちらにございます。申請地のすぐ隣に譲受人の●●●の自宅があ  
ります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢のため農地の管  
理が難しく、申請地の隣に住んでいる●●●さんに譲りたいと考え  
られ、譲受人の●●●さんは、自宅の隣の農地であるため購入を了  
承され、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は10年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が60日となっております。

営農計画ですが、家庭菜園として利用されるとのことで、大根、トマト、ニンニクなどを栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですがミニトラクター2台を所有されているとのことです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 今事務局の説明のとおりですが、この件につきまして、11月29日、事務局3名と、●●●委員とわたしの5名で現地確認をいたしました。申請地は186㎡で家庭菜園をするにはもってこいの広さだと思います。野菜がたくさん作ってありましたし、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらは前回の総会で議題に挙げていました、●●●の3条申請の10筆のうち、申請地内に譲受人、譲渡人以外の方が建てた建物が存在したため、建物所有者との調整のために1筆のみ申請取り下げとなっていたものです。この度、建物所有者と話し合い、調整ができたとのことで、再度申請をいただきました。

11月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1.1km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積743㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は89,074.91㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、●●●の●●●と呼ばれるこの半島の中にあります。この国道●●●号から海の方に向かって入っていった山の中にございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢のため耕作が困難になり、後継者もいないことから●●●さんに農地を売却したいと考えられ、譲受人の●●●さんは、経営規模の拡大を考えられていたため、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は11年です。年間農作業従事日数は、ご本人が300日、お父様が250日、お兄さんが250日となっております。

営農計画ですが、甘夏の栽培を行うとのことです。

農機具の保有状況ですがトラクター2台、管理機2台、草刈機3台、田植機1台、コンバイン1台、ダンパー1台、軽トラック3台を所有されているとのことです。

以上、農地法第3条第3項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第17番 この件につきましては、さきほど事務局から説明がありましたよ

うに、先月の11月総会の議案に提出をしておりましたけれども、●●●さん所有の農地に第三者の小屋があるということで、その存在を決定しないうちに進めるわけにはいかないということで、前回保留ということにさせていただきました。その後、調整をいたしまして、●●●さんと小屋を所有されている方との話が無事につきました。よって今回あらためて、ご審議をしていただくということでございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第81号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第81号第1項について説明いたします。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に附属する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に附属する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

通常、耕作面積が30アールに満たなければ萩市の農地を取得することはできませんが、空き家バンクに空き家とともに登録されている農地は、農業委員会の指定を受けることで、耕作面積が1アール以上あれば取得できるようになります。

11月30日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局、そして空き家バンクの担当職員とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約190m、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積164㎡です。

申請地ですが、このあたり、●●●や●●●のすぐそばになります。ここに●●●と●●●の●●●がございまして、そこから少し南東に進んだ、住宅地の中にある農地になります。申請地のすぐ隣が対象の空き家でございます。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申請地については、空き家を購入される、●●●の●●●さんが取得して、ミニトマト・きゅうり・ししとう・ピーマン・オクラ・ゴーヤ・人参等の露地栽培を行う予定です。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 ●●●地区担当の●●●です。それでは、報告させていただきます。この申請は、空き家に附属する農地の指定申請で、11月30日に、●●●農業委員、ほか関係者で、現地調査を行いました。この農地は宅地に隣接されており、数年間空き家であったため、畑にも雑草が生えておりましたけども、少し手を入れれば元の畑として耕作できるものと思われまます。●●●地域も人口減少が極端に進んでおります。特に、平成25年の水害以降、一段と加速している状況です。そうした中、市外からの移住者が須佐に来ていただけるということは、たいへんありがたいことで、空き家の解消にもなりますし、小さい面積ではありますが、農地の荒廃の解消にもつながって非常にありがたいということを報告させていただきます。以上です。

議長 丁寧な説明、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第82号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第82号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。  
農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借りが決まったものや、申出書の提出が12月1日公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は12月28日付となります。

それではお手元にお配りしています、利用権設定状況（令和4年1月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっております。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

1月1日に設定されるものは、新規が、件数3件、筆数8筆、田が10,778㎡です。

更新が、件数6件、筆数9筆、田が13,095㎡、畑が3,037㎡、面積の合計は16,132㎡です。新規と更新を合わせた面積が、26,910㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)



議 長 ないようですので、採決いたします。議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第82号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第83号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第83号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。議案は7ページをご覧ください。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを改めて確認するため、本案を決議していただくようお願いいたします。

それでは、7ページを読み上げます。(決議文読み上げ)

以上でございますが、10月の阿武町での研修会の資料でもありましたように、信頼される農業委員会であるためにコンプライアンス(法令遵守)の徹底をお願いいたします。委員の皆さんにはないと思いますが、交通違反や飲酒運転をすることがないように、また、地位を利用した選挙運動は禁止されていますので、十分気を付けていただくようお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、議案第83号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、萩市農業委員会として決議いたします。

(報告事案-1)

議 長 議案第84号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。第1項から第4項まで一括して説明をお願いし

ます。

事務局 それでは、議案第84号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。議案は9ページです。

まず第1項です。●●●、地目、登記・現況とも田、面積3,066㎡外2筆で、合計7,215㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は●●●さんが自己管理される予定です。

次に第2項です。●●●、地目、登記・現況ともに田、面積1,121㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は●●●さんが自己管理されます。

3項と4項は一括して説明させていただきます。

●●●、地目、登記・現況ともに田、面積1,002㎡です。●●●を経由した、中間管理事業で、一連の解約となります。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は、●●●さんが自己管理されます。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第84号の報告は終わります。

#### (報告事案-2)

議長 議案第85号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を議題に供します。事務局は第1項から第5項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第85号についてご説明いたします。議案は11ページです。

説明の前に議案の修正をお願いします。第5項の●●●の案件の削除をお願いします。

こちらの第5項の案件は、当初、農用地区域からの除外手続き後に、作業道・進入路の整備のため農地法第5条の農地転用許可申請を行う予定で手続きを行っていましたが、県・国への確認の結果、農用地区域からの除外を行わず、農用地区域内の用途区分の変更扱

いとなりましたので、農用地区域除外申出書を取り下げるものであります。

それでは第1項から説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項から第3項の転用目的は、携帯無線基地局の設置でございますので、一括して説明いたします。

第1項、●●●、登記・現況地目は田、面積487㎡の内2.25㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●です。

第2項は、●●●、登記・現況地目は田、面積493㎡の内2.25㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●です。

第3項、●●●、登記・現況地目は田、面積268㎡の内2.25㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●です。

以上、第1項から第3項につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

続いて、第4項、●●●、登記・現況地目は畑、面積742㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は、●●●の●●●さんで、転用目的は参拝者用の駐車場（24台分）です。

当該地につきましては、農業振興区域内の農用地区域ですが、北側は境内地、西側と南側を山林、東側を宅地に隣接し、隣接農地もなく孤立した農地であり、事業規模も最小限であることから、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

こちらの第4項の、今後の手続きとしましては、県から農用地除外について異議の無い旨の回答が下りましたら、通常の農地転用と同様に農地法5条の申請書が提出され、農業委員会総会での審議となります。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第85号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第86号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は第1項から第3項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第86号「現況確認書の交付について」の第1項について説明いたします。議案は13ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

11月29日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北620mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は13㎡です。

こちらが、●●●でこちらが●●●になります。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は戦前から●●●沿いの牛の保留場所として利用され、その後は、漁具置場として利用されており、現在も農地として使用していないということです。

本調査によると、申請地は、宅地と公衆用道路に囲まれ、雑種地化した土地となっており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項を説明いたします。

11月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西3.1kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積1,176㎡、外3筆、合計面積は5,204㎡です。

こちらが●●●と●●●の位置です。左の方が●●●方面、こちらが●●●方面で、県道●●●線から北に入ったあたりとなります。

こちらが●●●と●●●の位置です。●●●の●●●集落から北に600mほど登った山林の中の農地です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地●●●及び●●●は、平成10年から1

1年頃にスギを植林し、植林後20年以上経過し山林化しており、申請地●●●及び●●●は、昭和53年当時は湿田状態であり転作も出来ず休耕田となり、そのまま耕作放棄され40年以上経過し、一部には灌木も生え、畦畔の形跡もなく原野化しているということです。

本調査によると、申請地●●●及び●●●は、スギの植林により山林化しており、申請地●●●及び●●●は、雑木等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第3項を説明いたします。

11月30日、●●●さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西1.8kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積1,078㎡外4筆、合計面積4,643㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は、約20年前から老齢により耕作を行っておらず、現在は雑草や灌木が生い茂り、農地としての利用は適していないということです。

本調査によると、申請地には雑木等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

なお、本申請地は、令和元年度の農地パトロール利用状況調査結果により、令和2年3月9日付で農業委員会から非農地通知を行っている農地でございます。以上、3件報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議長 この2項3項ですが、この周辺の状況っていうのはどんなものですか。まだ近所に田んぼがあったりするようなところですか。それともみんな原野ですか。

事務局 まず、こちらの農地が、周りが山、山林の一部といった状態で、この辺りには農地がありますが、山と一体化したような状態です。こちらの方はさらに地図でもわかるように、こちらにも道があるのですが、現地確認で、往復40分くらい登山をしてきたような感じで、山の真ん中あたりに少し開けた所があって、かつては田んぼがあっただろうという状況で、道もないような湿田が2、3枚ござい

ました。

議 長 昔の人は、水さえあればなんとかして、稲を作ろうとしたのでしようが、まあ時代の流れでしょうがないことです。特に発言がないようですので、以上で議案86号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。  
午後2時35分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年12月9日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 大石 博則

委員 鈴川 肇